

令和2年4月10日

ご利用者・ご家族各位

いつでも来られま放生津
施設長 二口 和美
管理者 角内 純

新型コロナウイルス 感染防止対応に伴うサービス内容変更のお願い

平素は、当事業所の運営にご理解、ご協力を賜りお礼申し上げます。

先日より、新型コロナウイルス感染防止対応について、ご利用者様、ご家族様には感染防止のご協力をお願いしてきたところではありますが、厚生労働省より次のような通達が出されました。

《4月7日付 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について》

当事業所に関係する要点をまとめると以下のようになります。

- ① 実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
- ② 定期的に換気を行う。
- ③ 利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
- ④ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
- ⑤ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
- ⑥ 職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。
- ⑦ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

当事業所では、サービス内容ならびに構造上の問題から①、③、⑦の適切な対応ができません。④に関しましても、ご利用者様の状態によっては遵守することが難しい場合があります。上記のことから、苦渋の決断となりますが、国が緊急事態宣言期間として示している5月6日までの間、通いサービスの内容を縮小させていただきます。ご利用者様、ご家族様、職員、皆さまの命を守る行動としてご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

《通いサービス》

- ・原則として、通いサービスは事業所滞在時間を短縮、時間的に多人数となることを避けるため、利用時間の指定をさせていただきます。
- ・対応策として、通常の訪問サービスを回数、時間、内容共に増やし、ご自宅での生活のお手伝いをさせていただきます。（例えば、入浴の準備から入浴介助までのお手伝い、通いに来ていただいているような会話のお相手、排泄のお手伝い等々。）
- ・上記のように普段と異なる対応になることで、ご利用者様に変化が見られるようであれば、小さなことでも随時ご連絡、ご相談ください。
- ・また、職員は通常通り勤務をしております。急な対応が必要な場合もご連絡ください。

《泊まりサービス》

- ・泊まり利用中の方は、そのまま事業所で過ごしていただきますが、5月6日までの間は極力面会を控えて頂きますようお願い致します。
- やむを得ない場合には、体温計測、マスクご持参着用の上、玄関先になりますが、短時間にてお願い致します。
- ・外へ出るレクリエーション（散歩等）については、期間終了まで自粛します。

上記をお願いしております事その他、お気づきになられた点などございましたら、いつでもお気軽にお電話ください。

この対応に関するお問合せは
事業所 53-5626 まで
お電話にてお問合せください。